

# I マレーシアにおける交通事故

マレーシアは日本に比べ公共交通機関が少ないために、車を利用せざるを得ない状況にあります。その車中心社会の現状を交通事故の観点から見ていきたいと思えます。

## 1. 自動車(二輪車を含む)の保有台数

マレーシアではここ10年以上、年平均10%近い伸び率で自動車保有台数が増え続けており、2004年には1,370万台に達しています。これは人口1.87人に1台を保有していることとなります。1999年当時は2.34人に1台でしたので、自動車産業の目覚ましい発達が見とめられます。

これは上述の通り電車、バス等の交通機関の発達が遅れており、自動車(含む2輪車)を利用せざるをえないことが影響していると言えます。

因みに、日本の保有台数は7,900万台、人口1.60人に1台となっています。

下表は新規車両登録台数状況ですが、最近は100万台にも迫る勢いで新規車両登録がされていることが分かります。

新規車両登録台数

年度	乗用車	自動二輪車	その他	合計
1995	248,398	307,323	80,222	635,943
1996	318,765	322,145	109,601	750,511
1997	372,343	364,214	103,620	840,177
1998	159,642	237,776	23,046	420,464
1999	296,716	236,779	32,246	565,741
2000	344,847	238,695	42,327	625,869
2001	395,891	234,751	44,647	675,289
2002	419,713	222,685	48,790	691,188
2003	424,753	321,234	54,803	800,790
2004	472,116	397,977	62,270	932,363

出典：Jabatan Pengangkutan Jalan Malaysia (JPJ) ホームページ (www.jpj.gov.my)

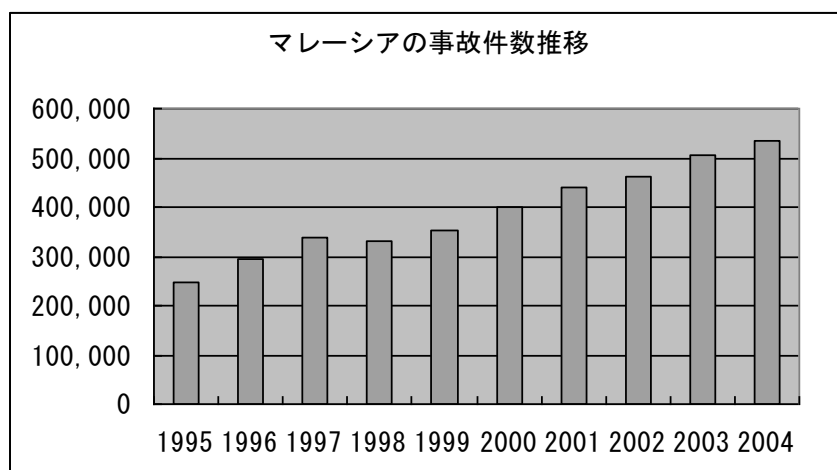
また、マレーシアの自動車の内訳の特徴として、自動二輪車が半数近くを占めていることがあります。日本における自動二輪車の占める率約4%と比べ、二輪車の割合が桁違いに高くなっています。

## 2. 自動車事故件数

ここ10年間、自動車保有台数の増加に伴い、自動車事故件数は増加傾向にあります。2004年の事故件数は535,304件で、死亡者は6,223人でした。(1999年当時は223,116件、5,761人)

死亡事故はそれほど増えておりませんが、事故発生件数がこの5年間で倍以上になっていることが分かります。

一日あたり1,467件の事故が発生し、約17の方が亡くなっていることとなります。



出典：Jabatan Pengangkutan Jalan Malaysia (JPJ) ホームページwww.jpj.gov.my)

### 3. 車両盗難事故

近年マレーシアでは、自動車盗難事故が激増しています。盗難事故件数は1997年には8,869件でしたが、2004年には保険会社に届出があった件数だけで26,566件と3倍近く増加しています。1日あたり70台以上の自動車が盗難に遭っていることとなります。

最近の特徴として日本車の中でも特定車種のいわゆる大型四輪駆動車が狙われているということが言えます。また、日本車やドイツ車などの高級車だけではなく、国民車と言われるような車も同様な被害にあっています。

これは普及台数の多い国民車は盗難後に分解し、パーツとして売るルートがあるためです。盗難予防装置(イモビライザー、ハンドルロックなど)は一定の効果があることが調査の結果分かっています。

車を駐車する際は人通りの少ないところは避け、待つでも人目につく場所に止める等の心がけが必要となってきております。

出典：Motordata Reserch Consortium Sdn Bhd、警察庁ホームページ (www.nap.go.jp)

### 4. まとめ

以上のとおり、マレーシアにおいて交通事故・車両盗難事故が発生する確率は、日本よりも格段に高いことがご理解いただけたかと思えます。

交通事故の原因は、人為的原因によるものが60%を占め、道路状態の様な環境整備不備によるものが35%、残り5%が自動車の整備不良によるもの、とされています。環境整備については個々人が防止策を講じることは困難ですが、他の二つの要因については、自らが対策を講じることにより、相当程度危険を回避することが可能です。

自動車事故状況や後述の事故防止策を参考にして、安全なマレーシアでの生活を送っていただきたいと思えます。

## II マレーシア道路交通法

### 1. 概説

マレーシアにおける道路交通法は、“Road Traffic Ordinance”として1958年に制定された後、何度かの改訂を経て、現在“Road Transport Act, 1987(Act 333)”として成立しています。(また商用車の免許事項に関する法律として“Commercial Vehicles Licensing Board Act 1987(Act 334)”が有ります。)

車両は左側通行、標識等も基本的には日本と共通ですが、異なる点もいくつかあります。本法は次の様に5章129条で構成されておりますが、ここではII～III章の内重要なポイントにしばって解説します。

尚、毎年改正がなされておりますので、新聞等でご覧になることをおすすめします。

#### PART I 序

- ” II 車両及び運転者の分類・登録・免許
- ” III 道路
- ” IV 車両使用に起因する第三者への危険規定
- ” V その他

### 2. 条項解説

#### PART II 車両及び運転者の分類・登録・免許

##### 車両の登録

##### 第7条 車両及び所有者の登録

登録されていない車両の所有・使用は出来ません。また、本条によって、車両を所有する資格のある者が所有者として登録されます。

しかし、販売用の車両や、外国で登録されて、マレーシア国内での使用を当局より認可されている車両等は適用除外となっております。この規則を犯すと犯罪となり、RM2,000以下の罰金が課されます。

##### 第10条 登録の申込み

車両の登録の申込みは、全て指定された様式で、所轄の登録検査官になされなければなりませんし、車両を所有する資格のある者によって署名される必要があります。

所轄については、車両が常時若しくは通常保管されている場所になりますが、その様な場所のない時は、車両所有者の主たる業務地になります。

登録の申込みにつき、本人がマレーシア国内に不在の場合、代理人によって登録できる場合もあります。

#### 第11条 登録番号

車両が登録された地域等によって登録番号が決定されます。この番号は、破損したりマレーシア国外へ送り出されない限り使い続けられます。

#### 第13条 車両の所有変更手続き

車両の所有について変更のあった時は、所有者として登録されている者は、7日以内にその旨を所轄の登録検査官に告げ、登録証を新しい所有者へ渡さなければなりません。新しい所有者は7日以内に登録証と規定料金とを提出する必要があります。

#### 第14条 登録番号の表示について

与えられた登録番号は、本条の規定通りの方法で表示されなければなりません。

動いている時、読めなかったり、読みにくかったり、読み誤まりそうになったり、他の文字・デザイン・定着物等を装着したりしてはいけません。

この規則を犯すとRM70の罰金が課されます。

### 車両の免許について

#### 第15条～25条

本法によって与えられた車両免許なしに車両を使用、または使用に供することはできません。(RM2,000以下の罰金)

車両免許は、所轄の登録検査官に申し出て受ける必要があります。申し出にあたっては、有効な保険が付いている事、本法及びそれに基づく規則に合致した構造・重量・装備がなされている事が必要です。

車両免許は規定の方法で表示されなければならず、変形させたり、壊したりするのは勿論、変形したり、壊れたり、変色等により読みにくくなっているものを表示することもできません。

### 運転にあたっての規則罰則

#### 第39条 年令制限

16才未満は、道路上でどのような車両も運転できず、16才は、二輪車及び身障者用車両しか運転できません。また、トラクター・大型車両・タクシーなどの営業用車両については、21才未満は運転できません。

これらに違反すると、RM2,000以下の罰金もしくは6ヶ月以下の禁錮、またはその両方が課されます。

#### 第40条 速度制限

制限速度を超えて運転すると、RM1,000以下の罰金が課されます。具体的な罰金と減点数は以下の通りです。

速度超過	1～20KM	RM130	減点4
〃	21～30KM	RM150	減点6
〃	31～40KM	RM180	減点8
〃	41～50KM	RM200	減点12+裁判
〃	51～60KM	RM200	減点18+裁判
〃	61～ KM	RM200	減点24+裁判

41KM超のスピードオーバーは裁判にかけられます。

#### 第41条～42条 無謀運転・危険な運転

無謀な運転をしたり、道幅・状況・交通量などから考えて、危険なスピードやマナーで運転をすると、RM200の罰金、24点減点、車没収などの厳しい罰則が課せられます。裁判の結果によっては最大で3年以下の禁錮、もしくはRM6,000以下の罰金、またはその両方が課され、二回目以降は、5年以下の禁錮、もしくは、RM10,000以下の罰金、またはその両方が課され、12ヶ月以上の免停となり、免許証にその旨が記載されます。

また、この様な運転により死亡事故をおこすと、5年以下の禁錮、もしくはRM10,000以下の罰金、またはその両方が課され、12ヶ月以上の免停となり、免許証にその旨が記載されます。

#### 第43条 不注意な運転

路上の他の人々に対し迷惑を及ぼす運転をすると、6ヶ月以下の禁錮もしくはRM150の罰金が課され6点の減点となり、免許証にその旨が記載されます。度重なると、免停もあります。

#### 第45条 飲酒もしくは薬物の影響下における車両の占有

道路もしくは公共の場所において、下記の場合を除いて、飲酒もしくは薬物の影響によって、車両を正しく操作できない状態で占有(運転しうる状態にある事を指します)すると、RM5,000以下の罰金、もしくは6ヶ月以下の禁錮となり、2回目以降はRM10,000以下の罰金、もしくは12ヶ月以下の禁錮、またはその両方が課されます。

#### 第47条～51条 他の禁止事項

ステップに乗ったり、車体外に乗るなど、車両の正しい操作を妨げる様な行為をしてはいけません。

車両を占有している者は、路上で他に迷惑を及ぼす状態にいることは禁じられています。飛び乗りや、つかまって行く事、また洗車等の強要も禁止されています。

#### 第52条 事故の時

路上で事故を起こした時は、車両を停止させ、必要な場合には運転者・所有者の氏名・住所および登録番号を提示しなくてはなりません。

他の車両との事故の場合、双方ともに最寄りの警察へ24時間以内に事故を届出なければなりません。その際運転免許証と、場合によっては保険証明書を提出する必要があります。また警察官や交通監視人には協力しなければなりません。

#### 第66条 規則

車両の構造・維持・装備・状態等に関しては、細かい規則が定められています。

車幅・車高・全長等の外観から、ブレーキ・タイヤ・ハンドル等の装備関係まで元来正しくできていなければならないのは勿論ですが、常に整備され有効であることが必要です。日本の様な車検制度はありませんので、常日頃から自ら点検の必要があります。

### PART III 道路

#### 第68条 ハイウェイ・コード

ハイウェイ・コードの改訂取消等は運輸大臣がこれを行ない官報“Gazette”により“the House of Representatives”に掲示されます。また無料もしくは有料にて印刷物が道路利用者に提供されますので、目を通す必要があります。

#### ※ハイウェイ・コードについて

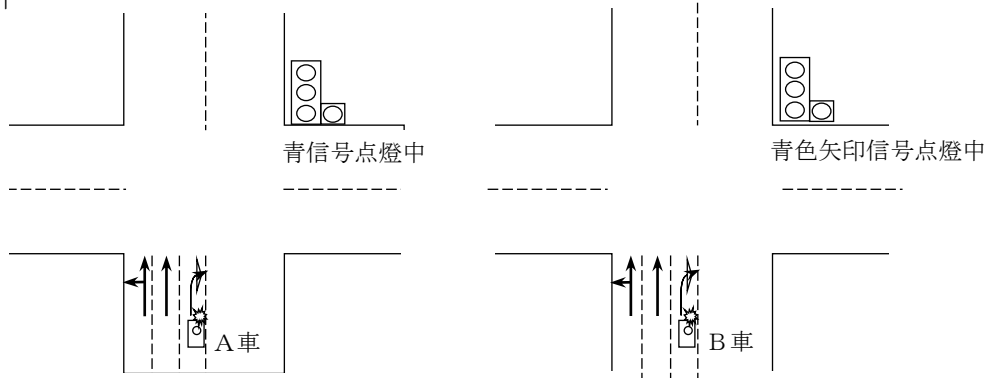
ハイウェイ・コードについては、万国共通ですから、基本的には日本と同様ですが、日本では見られない標識も有り、注意する必要があります。主なコードについては、[付録] 4 および裏表紙に記載しましたのでご覧下さい。

#### 《信号》

おなじみの青・黄・赤色の指示する意味は日本と同様ですが、矢印“⇒”の信号がよく見かけられます。

矢印信号は、青色の矢印信号点燈中のみ、その矢印の方向へ進行できることを意味します。従って次の場合は注意を要します。

(1) 右折

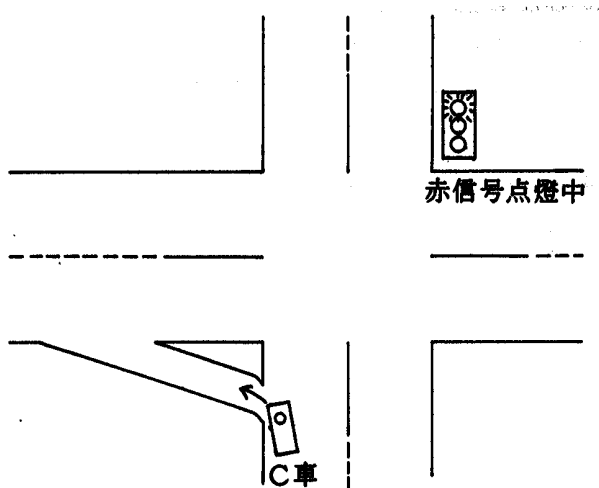


矢印信号と普通の信号が併存し、普通の信号が点燈している時は、右折できません。従って図中、B車は右折できますがA車は右折できません。

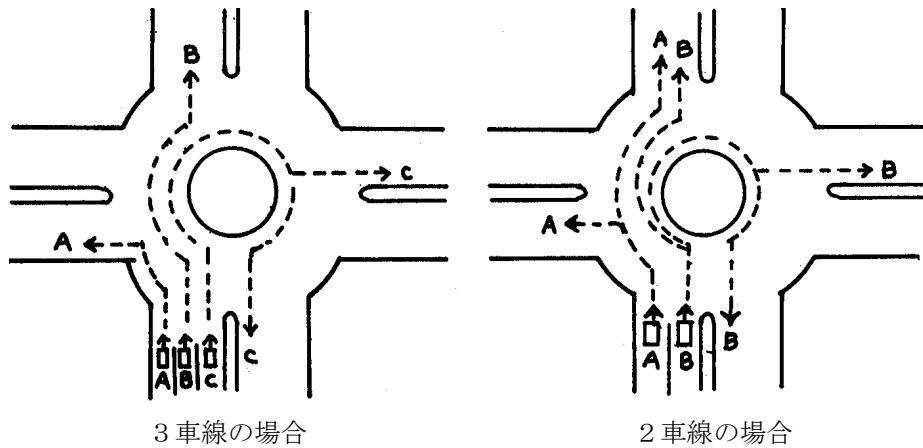
(2) 左折

基本的には右折と同様です。

ただ、下図の様に、左折専用の特別レーンが設けられていて、その専用信号が設置されていない場合には、C車はいつでも注意しながら左折することができます。



## 《ラウンドアバウト》



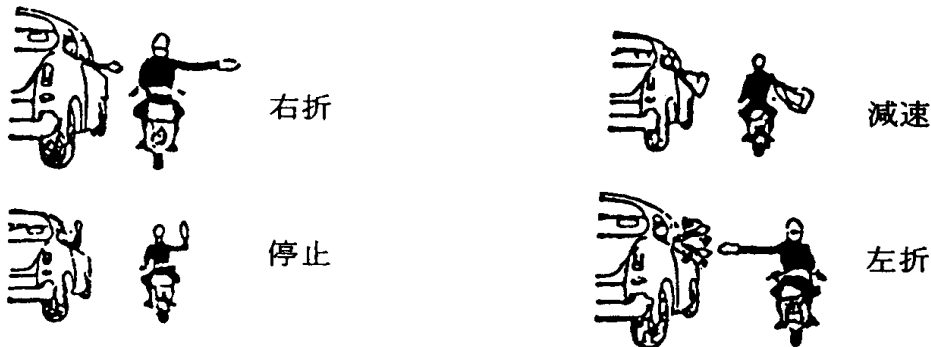
ラウンドアバウト(日本でいうロータリー)が各所に発達していますが、日本では、駅前位でしか見かけませんので、戸惑われるかと思います。

図中、A、B、C、車両は、 $\text{---}\rightarrow$ に従って進むことになりますが、気を付けなくてはならないのは、右からの車が優先である点です。

従ってラウンドアバウト進入の際、右からの車がある場合は、進入を一時停止しなくてはなりません。前の車に続いて進入した為に、右からの車と衝突した例が少ない様です。

## 《手信号》

日本に比べて手信号による場合が多く見られます。



## その他



路上の二重実線は、車両の駐停車、方向転換、追越、横断を禁止、歩行者の横断も禁止しています。

制限速度の標識等、小さくて見えにくいものが多いと言われています。



運転中、気を付けなくてはならないのは、歩行者と二輪車でしょう。交差点以外では横断歩道はまずありませんから、歩行者の突然の飛出しが多く、信号無視も日常茶飯事です。二輪車の左側通行が規定されていませんし、二輪車に限らず、方向指示機の使用が励行されていませんのでご注意ください。シートベルトは、運転席・助手席とも使用が義務付けられています。交差点の歩行者用信号は見えにくい個所が多く、又大抵青色点燈時間は僅かですので注意する必要があります。二重実線を横断したり、歩道橋付近の横断は、歩行者でも罰金等の対象となります。

尚、ハイウェイ・コードは、他の点でも微妙に異っていますので必ず目を通されることをおすすめします。

#### 第69条 制限速度

官報“Gazette”により、各道路毎に車両別の制限速度が定められており、標識は適用個所に設置されています。

#### 第79条 交通標識の無視・違反

RM200以下の罰金が課されます。

#### 第88条 規則

ここでは、道路利用者の安全の為、規制正しく且つスムーズな交通事情の実現の為、様々な規制を定めています。

プレーキ性能、けん引装置が適正に働くか、車輪等が道路を痛めないか、異常に重い物や長い物を運んでいないか、路上での車両操作上の制限又は禁止行為、交通標識・信号等の適性基準等について、すべて本法によって規則が定められています。

#### ※デメリット・ポイント・システム“KEJARA”について

現在マレーシアでは、デメリット・ポイント・システムが、1984年から施行されています。システム概要は以下の通りです。

交通違反者として摘発された場合、罰金を支払うか、法延で可否を争うことになりますが、罰金を支払うか、又は有罪と判定されると、違反内容は当局に送られます。すると、コンピューターによって、減点数が計算され、一週間から10日で、郵送により通知が来ます。違反者は通知内容に納得のいかない場合、2週間以内に抗告することができます。点数は、スピード違反は4点以上、積荷超過・進路妨害は3点などとなっていますが、減点合計が20点以上となると、当局への出頭が求められ、免許証は一時返還となります。

出頭に応じなかったり、住所変更手続の未了等によって、出頭通知が当局へ戻った場合は、6ヶ月以下の禁錮、もしくはRM1,000以下の罰金、またはその両方が課されます。

※ハンディーホーンの使用について

運転中のハンディーホーンの使用も禁止されており、RM200以下の罰金が課せられます。但し、ハンドフリー・カーキットを使用する場合は違反とはなりません。

※バスレーンについて

1997年3月より道路左側車線にバスレーンが設けられ、終日バス・タクシーのみしか走行できません。これに違反するとRM300以下の罰金が課せられます。